

○益田市立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例施行規則

平成元年12月22日

益田市教育委員会規則第3号

改正 平成2年11月30日教委規則第2号

平成7年8月25日教委規則第6号

平成10年12月25日教委規則第2号

平成14年3月27日教委規則第8号

平成14年10月30日教委規則第13号

平成14年12月20日教委規則第15号

平成16年3月25日教委規則第2号

平成16年10月27日教委規則第17号

平成17年12月27日教委規則第3号

平成18年3月30日教委規則第2号

平成19年1月25日教委規則第2号

平成19年3月30日教委規則第4号

平成25年1月31日教委規則第1号

平成25年2月27日教委規則第4号

平成26年3月28日教委規則第4号

平成27年3月26日教委規則第5号

平成28年3月30日教委規則第3号

平成29年3月30日教委規則第7号

平成30年3月27日教委規則第7号

平成31年3月28日教委規則第2号

令和3年3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例(平成元年益田市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 益田市立学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 給食計画、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。
- (2) 調理及び輸送に関すること。
- (3) 施設及び設備の管理に関すること。
- (4) その他共同調理場の運営に関すること。

(給食の範囲)

第3条 共同調理場ごとの給食の調理及び輸送の対象とする小学校及び中学校(以下「対象校」という。)は、次のとおりとする。ただし、対象校の給食に支障がなく、かつ、益田市教育委員会が必要と認めた場合は、当該対象校以外の小学校又は中学校について、給食の調理及び輸送を行うことができる。

共同調理場の名称	対象校
----------	-----

益田市立高津学校給食センター	(小学校) 益田小学校、吉田小学校、吉田南小学校、高津小学校、安田小学校、鎌手小学校、豊川小学校、西益田小学校、中西小学校、戸田小学校、真砂小学校、桂平小学校 (中学校) 益田東中学校、益田中学校、高津中学校、東陽中学校、横田中学校、小野中学校、中西中学校
益田市立美都学校給食共同調理場	(小学校) 東仙道小学校、都茂小学校、匹見小学校 (中学校) 美都中学校、匹見中学校

(職員及び職務)

第4条 共同調理場に、場長を置く。

2 場長は、教育長の命を受け、共同調理場の業務を統括する。

(運営委員会の構成)

第5条 条例第5条に規定する益田市学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係学校校長 2人
- (2) 関係学校PTA代表 2人
- (3) 益田市学校給食会代表 1人
- (4) 知識経験者 若干人
- (5) 益田市教育委員会事務局職員 1人

(運営委員会の委員長等)

第6条 運営委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、必要に応じ会議を招集する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(処務及び服務)

第7条 共同調理場の処務及び職員の服務については、益田市教育委員会事務局の処務及び職員の服務の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(益田市立中央学校給食調理場設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 益田市立中央学校給食調理場設置及び管理に関する条例施行規則（昭和43年益田市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(益田市立小、中学校及び中央学校給食調理場に勤務する職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

3 益田市立小、中学校及び中央学校給食調理場に勤務する職員の勤務時間に関する規則（昭和44年益田市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(益田市立小中学校職員の服務規則の一部改正)

4 益田市立小中学校職員の服務規則(昭和46年益田市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成2年11月30日教委規則第2号)

この規則は、平成2年12月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月25日教委規則第6号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月25日教委規則第2号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日教委規則第8号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月30日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月20日教委規則第15号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月27日教委規則第17号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条の規定は、平成17年9月1日から適用する。ただし、この規則による改正後の第3条の規定中匹見中学校に係る部分は、平成17年8月30日から適用する。

附 則 (平成18年3月30日教委規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月31日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日教委規則第4号)

この規則は、平成26年10月13日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。